

令和6年度 国民健康保険税

令和6年度の国民健康保険税が下記のとおり決定されました。

国民健康保険税は、主にみなさまの医療費によって計算しています。税率を抑制するため、町で実施している特定健診を受けるなど、日頃から健康に留意しましょう。

○令和6年度の税率

区分	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
賦課限度額	650,000円	※ 240,000円	170,000円
所得割 (税率)	7.00%	2.30%	1.60%
均等割額 (被保険者一人あたり)	28,000円	5,000円	8,000円
平等割額 (一世帯あたり)	20,000円	5,000円	8,000円

※国の法定限度額の引き上げに合わせ、賦課限度額が変更になりました。

【賦課限度額】 後期高齢者支援金等分 220,000円 → 240,000円 (20,000円増)
医療給付費分・介護納付金分 変更なし

○低所得者に係る軽減

被保険者の総所得額が一定の基準以下の場合には、均等割額および平等割額が軽減されます。

軽減割合	基準 (令和5年中の軽減判定所得が下記の金額以下の世帯)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与および年金所得者の数 - 1)
5割軽減	43万円 + (29.5万円 × 世帯被保険者数) + 10万円 × (給与および年金所得者の数 - 1)
2割軽減	43万円 + (54.5万円 × 世帯被保険者数) + 10万円 × (給与および年金所得者の数 - 1)

○特定世帯および特定継続世帯の軽減

世帯の中の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険の被保険者が一人となった世帯のことを「特定世帯」といい、特定世帯に移行したあと5年間は医療給付費分・後期高齢者支援金等分に係る平等割額が2分の1に軽減されます。

また、5年経過後も3年間は、「特定継続世帯」として医療給付費分・後期高齢者支援金等分に係る平等割額が4分の3に軽減されます。

○未就学児に係る均等割額の軽減

子育て世代への経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額が2分の1に軽減されます。すでに、低所得者に係る軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割額が2分の1に軽減されます。

○産前産後期間の国民健康保険税の免除

子育て世代への負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産される被保険者の国民健康保険税の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4ヵ月間 (多胎妊娠の場合は6ヵ月間) 減額されます。

出産予定日の6ヵ月前から**住民課住民係に届出**ができます。出産後の届出も可能です。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

農業者年金現況届は忘れずに提出を！

農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。

農業者年金現況届は、年金を受給するために必要で、毎年行う手続きです。



現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、5月末日頃に直接受給権者ご本人あてに送付されます。

現況届の提出時期は…

現況届は、6月3日から6月28日までに必ず農業委員会に提出してください。

現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが**差し止められます**のでご注意ください。

農業者年金のご案内

- 60歳未満の国民年金第一号被保険者であって年間60日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。また、令和4年5月1日より年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も農業者年金に加入できるようになりました。
- 農業者年金は積立方式・確定拠出型です。年金額が加入者・受給者数に左右されないため、少子高齢時代に強い制度です。中途脱退した場合も支払済保険料に応じた金額が年金として支給されます。
- 月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。保険料はいつでも変更可能です。また、35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす農業従事者の方については**月額1万円**から加入できます。
- 認定農業者で青色申告者である等、一定の要件を備えた担い手に対して、**保険料（月額2万円）の2割～5割の国庫補助**があります（本人負担1万円～1万6千円）。
- 支払った保険料は**全額が社会保険料控除の対象**となります（収めた保険料の15～30%程度の節税）。支払われる年金にも公的年金控除が適用されます。
- 年金は終身受給できます。**加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取る**と仮定した金額を一時金として遺族が受け取ることができます。

お問い合わせ 農業委員会農地係 電話：68-2298

浦臼消防演習開催

- 日 時：7月7日（日） 14時00分から
- 場 所：ピンネ農業協同組合浦臼支所前駐車場
- 演習内容：観閲式、機械器具点検、ポンプ車操法、一斉放水 など

※消防団招集のため、13時30分に防災無線によるサイレンを吹鳴いたしますので、火災と間違えないようご注意ください。

（情報提供：砂川地区広域消防組合 奈井江・浦臼支署）



※令和5年浦臼消防演習の様子